

「職員の給与等に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(令和4年9月12日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を4月時点で比較したところ、本市職員の給与は民間給与を108円(0.03%)下回っていましたが、その較差が極めて小さいことから、月例給については改定を求めないこととしました。

特別給については、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所における支給月数を0.12月分下回っていたため、民間の支給状況との均衡の観点から、0.10月分引き上げ、年間4.40月分とするよう勧告しました。

- 2 人事管理に関する課題としては、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、多様で有為な職員を継続的に確保し、意欲と能力を引き出す計画的な育成を行うとともに、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進など、職員一人ひとりがいきいきと働き続けられる職場環境の整備や仕事と生活の両立支援の取組を積極的に推進することで、組織全体の活力と魅力を一層向上させ、そのことによって多様で有為な人物が集まり、定着するという好循環を生み出していくことが不可欠であり、これに向けた取組をこれまで以上にスピード感を持って進めていく必要があることを報告しております。

- 3 定年の引上げ及び人事給与制度に係る取組に関しては、本市をより活力と魅力のある組織へと発展させていくため、定年引上げと併せて講じるべき人事給与制度に係る取組について報告しております。

- 4 人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な給与等の勤務条件を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う報告・勧告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、現在実施されている職員の給与の減額措置は、本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ、やむを得ず特例的に取り組まれているものと受け止めておりますが、職員の給与は地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づくべきものです。職員は、この間の新型コロナウイルス感染症への対応など、困難な状況下にあっても責任感、使命感をもって業務に臨んでおり、今後も質の高い行政サービスを提供していくためにも、本委員会としては、労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の趣旨が尊重され、本委員会の報告及び勧告に基づく給与水準が確保されることを改めて望むものです。